

幹事会への委任事項について

武庫川流域総合治水推進協議会設置要綱第5条第2項の規定に基づき、幹事会は以下の事項を処理する。

- 1 武庫川流域総合治水推進計画（以下「推進計画」という。）の推進に係る企画・調整に関すること。
- 2 推進計画の進捗状況の取りまとめに関すること。
- 3 総合的な治水対策に関して武庫川流域の住民及び事業者理解と協力を求める広報等の働きかけの企画・調整に関すること。
- 4 推進計画の軽微な見直し等に関すること。